

みんなで考えよう！男女共同参画社会基本法 25年 制定

少子高齢化や社会経済情勢の急激な変化に対応していくためには、男女が一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる社会づくりが必要です。このような男女共同参画社会の実現のために、国・地方自治体の責務や国民が自ら取り組むこと、基本理念等を定めた「男女共同参画社会基本法」が1999年(平成11年)6月に制定され、今年**25年を迎えます**。この機会に、基本法の前文にある法律の目的や理念をあらためて確認してみましょう。

男女共同参画社会基本法 前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、**なお一層の努力が必要とされている**。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、**性別にかかわらず**、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、**社会のあらゆる分野**において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

「現実の社会においては、人々の意識の中に形成された**固定的役割分担意識**等からくる**事実上の男女の格差の存在**、特に国際水準から見ても遅れている政策・方針決定過程への男女共同参画の現状など、様々な解決すべき多くの課題が残されている」とされているとし、男女共同参画社会基本法の制定を提言している。

出典：男女共同参画社会基本法逐条解説

自分自身の思い込みで男女の格差があることに気づいていない人もいるかもね。



同じ仕事をしているにもかかわらず男女で賃金格差がある職場もあるらしいよ。

男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「**男女**」にとどまらず、**年齢も、国籍も、性的指向・性自認(性同一性)に関する事**等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、**インクルーシブな社会の実現**にもつながるものである。

出典：第5次男女共同参画基本計画【内閣府令和2年12月25日】

「男性」「女性」だけではなく「LGBT」を含めた全ての人のためなんだね。



男女共同参画社会は、みんなで取り組んでいくことなんだね。

国、地方公共団体及び国民が、**職域、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野**において男女共同参画の実現に積極的に取り組んでいかなければならない。

出典：男女共同参画社会基本法逐条解説

全ての地域、あらゆる分野で男女共同参画社会づくりの取組を進めていこう!!

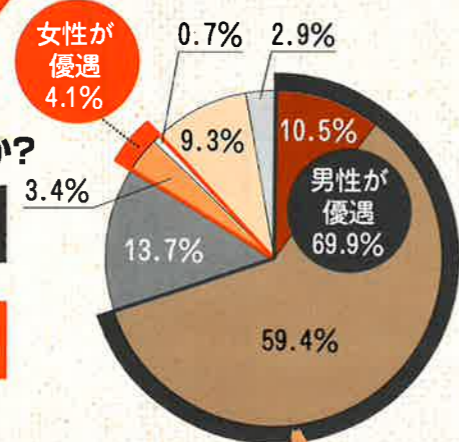


津々浦々(つづうらうら)で色々な取組がされるといいね。

長崎県の現状

あなたは社会全体で男女が平等になっていると思いますか?

- 男性の方が非常に優遇 10.5%
- どちらかと言えば男性の方が優遇 59.4%
- 平等である 13.7%
- どちらかと言えば女性の方が優遇 3.4%
- 女性の方が非常に優遇 0.7%
- わからない 9.3%
- 無回答 2.9%



社会生活の多くの場面で、「男性が優遇されている」と感じる人が多いんだね。



女性の参画が重要といわれているのに、長崎県は女性の自治会長が全国に比べて少ないね。



自治会長に占める女性の割合

全国平均値 : 7.4%
長崎県平均値 : 5.5%

出典：令和4年度 市区町村女性参画状況見える化マップ【内閣府】

「**参画**」とは
事業や計画の企画段階から関わることを積極的に意志決定過程へ加わることを意味します。



「**参加**」とは
集まりに加わるこの意味。
例) マラソン大会や会議に参加
町内清掃に、参加する など